

1-(9)-⑥.特別処置対応について（障がい学生への支援を含む）

病気や障がいなどによる症状で、授業や試験などにおいて何らかの配慮や対応が必要な時には、「特別措置申請」を提出し承認されれば、必要な配慮を受けることができます。

〔1〕 相談窓口と申請窓口

「特別措置申請」に関して、相談窓口と申請窓口が違います。

困ったら、まずは事務部学生支援課か健康推進課で、相談してみてください。

「特別措置申請」では、大学の所定の申請書類に必要な事項を記入し、病気や障がいの種類や程度について示す書類を提出する必要があります。申請した内容について学内で審議します。承認された特別措置内容については、対象科目の担当教員にその措置を行うように連絡していきます。

尚、希望した特別措置について、申請してから実際に対応するまでには時間が掛かることがありますので、あらかじめご理解ください。

また、特別措置が認められて対応が始まったあと、必要な対応がされなかったり別の対応が必要になった場合には、すぐに学生支援課か健康推進課にご相談ください。

- ・ 相談窓口：事務部学生支援課と健康推進課
- ・ 申請窓口：健康推進課

申請に際しては、「講義における特別措置申請書」と「病気・障がいを示す書類」の提出が必要です。申請するときに、詳しく説明します。

〔2〕 授業における配慮

視覚・聴覚・上下肢などの障がい、精神疾患（発達障がいを含む）・難病・その他の障がいがある学生に対して、病気や障がいの状況に応じて以下の配慮を実施します。

- ・ 担当教員への症状の周知と配慮の依頼
- ・ 受講しやすい座席の指定・確保
- ・ 授業資料の拡大コピー、テキストデータにより資料などの提供
- ・ 障がいに応じた機器の使用
- ・ ノートテイカーの配置など

〔3〕 定期試験における配慮

視覚・聴覚・上下肢などの障がい、精神疾患（発達障がいを含む）・難病・その他の障がいがある学生に対して、病気や障がいの状況に応じて以下の配慮を実施します。

- ・ 担当教員への症状の周知と配慮の依頼
- ・ 受講しやすい座席の指定・確保
- ・ 試験問題と回答用紙の拡大コピー、試験問題の点訳と点字による解答
- ・ 障がいに応じた機器の使用
- ・ 別室での受験
- ・ 試験時間の延長 など